

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地												
福島医療専門学校	平成12年12月4日	飯島 正治	〒963-8026 福島県郡山市並木三丁目2番地の23 (電話) 024-933-0808												
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地												
学校法人平成医療学園	平成13年3月30日	岸野 雅方	〒531-0072 大阪市北区豊崎7-7-17 (電話) 06-6375-7773												
分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士											
医療	医療専門課程	歯科衛生士科2部	平成19年文部科学省 告示第21号	-											
学科の目的	本校は教育基本法および学校教育法に従い専修学校教育を行うと共に、「医は仁術である」という医療の原点に立ち、徳義の涵養と人間性尊厳の実践という理念を掲げて指導にあたっています。歯科衛生士に必要な知識、技術を習得させる実践的な専門教育を行いつつ、医療に奉仕する心と豊かな人間性を養い、「ちえ・わざ・こころ」を兼ね備えた社会に貢献できる真の医療人の育成を目的としています。														
認定年月日	平成28年2月19日														
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技								
3 年 昼	116	74	14	28	0	0	0								
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数										
120	58	0	8	8	16										
学期制度	■前期:4月1日～9月30日 ■後期:10月1日～3月31日		成績評価	■成績表: ■成績評価の基準・方法 試験等で総合的に評価し、100点満点で60点以上が合格です。											
長期休み	■学年始め:4月1日～4月10日 ■夏 季:8月10日～8月31日 ■冬 季:12月21日～1月10日 ■学 年 末:3月21日～3月31日		卒業・進級 条件	■卒業要件: 本校所定の課程を修了した者(必修科目の全ての単位を修得した者)であり、定められた納付金を完納していること。 ■進級要件: ①原則として当該年度の臨床・臨地実習単位を取得すること。 ②原則として未修得単位数の累計は10単位以下であること。 ③定められた納付金を完納していること。											
学修支援等	■クラス担任制: (有) ■個別相談・指導等の対応 欠席者には理由を書いた欠席届を提出させています。中でも長期の欠席者に対しては担任が随時連絡を取り合って状況の確認を行っており、授業が欠席超過になりそうな時は注意を促して進級要件に抵触しないよう指導しています。さらに欠席の理由によっては学生面談や三者面談、カウンセリングの斡旋を行うなど、学生の側に立った指導を心がけています。		課外活動	■課外活動の種類 柔道大会やトライアスロン学生選手権大会への各種救護ボランティア。高校部活動のトレーナー活動。スキー場研修。 ■サークル活動: (有)											
就職等の 状況※2	■主な就職先・業界等(2022年度卒業生) 歯科医院、病院歯科 ■就職指導内容 年間を通しての求人票公開及び担任による就職相談に加え、歯科に関する業者や関連団体のセミナー、説明会を開催し、業界の動向や知識を身に付けられる場を設けている。 ■卒業者数 : 24 人 ■就職希望者数 : 23 人 ■就職者数 : 23 人 ■就職率 : 100 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 95.8 % ■その他 その他 1名 (2022 年度卒業者に関する 2023年7月1日 時点の情報)		主な学修成果 (資格・検定等) ※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (2022年度卒業者に関する2023年7月1日時点の情報) <table border="1"> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種別</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> <tr> <td>歯科衛生士 国家試験</td> <td>②</td> <td>24</td> <td>23</td> </tr> </table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等)				資格・検定名	種別	受験者数	合格者数	歯科衛生士 国家試験	②	24	23
資格・検定名	種別	受験者数	合格者数												
歯科衛生士 国家試験	②	24	23												
中途退学 の現状	■中途退学者 4 名 2022年4月1日時点において、在学者65名(2022年4月1日入学者を含む) 2023年3月31日時点において、在学者61名(2023年3月31日卒業者を含む) ■中途退学の主な理由 進路変更、成績不良、病気 ■中退防止・中退者支援のための取組 担任による面談やカウンセリングで心のケアを図ると共に、成績不良者へは補習授業や個別の質問指導を適時行い学力の強化を図っています。また各科会議では学生の動向や情報を共有し、担任と科目担当者とが連携を取りながら問題点の把握と早期対応に努めています。		■中退率 6.1 %												
経済的支援 制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: (有) 無 ・奨学金…(1)再入学奨学金(30万円給付)、(2)柔道特待生奨学金(柔道競技の成績優秀者、特待生A:3年間授業料全額免除、特待生B:20万円給付/年、特待生C:入学金全額免除) ・入学金の減免措置…(1)指定校推薦、県外修学支援、部活動減免、社会人再チャレンジ、在校生推薦、卒業生推薦、治療院院長推薦、歯科医院院長推薦①(入学金10万円免除)、(2)歯科医院院長推薦②(入学金15万円免除)、(3)医療系国家資格保有、スポーツ特待生(入学金20万円免除)、(4)学業特待生、再入学(入学金全額免除) ■専門実践教育訓練給付: (給付対象・非給付対象)														
第三者による 学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: (有・無)														
当該学科の ホームページ URL	URL: https://www.f-iryo.ac.jp/shika														

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

次代を担う歯科医療従事者の育成を目指し、連携している実習施設の現場において学んできた基本知識・技能が一体化するよう実際の人を対象として応用学習し、さらに学内では学び難い社会人としてのマナーや医療人としての倫理観を涵養し、もって求められる資質を総合的な学習、体得することを基本方針とするものである。具体的には卒業直後において、歯科衛生士として人物的にふさわしく、かつ専門職を実践できる基礎的能力を体得していることを到達目標とする。

教育課程3年次臨地実習Ⅱにおいては、医療、保健、福祉など多岐実習施設で6ヶ月間の臨地実習を実施するが、この間に施設側実習指導者からは実習評価を、一方学校側教員からは巡回指導を通じての意見を得る。それらを整理分析し更なる実習内容の改善・向上に反映させる。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け
※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会は、福島医療専門学校の学内責任者と業界団体や企業等の役職員から成る企業等委員で構成され、双方が自身の立場に則した建設的な意見を述べ、より良い教育課程の編成を行うために相互補完し協力するものと位置付けている。

教育課程編成委員会は原則11月と2月にそれぞれ以下の手順・内容で行うことを基本とする。

【11月】前期の授業内容をふまえた次年度に向けた教育内容の問題点と改善点の抽出
学内責任者より各科の教育課程、教育内容の報告を行い、前もって集約していた柔整科・鍼灸科・歯科衛生士科それぞれの意見と展望を委員会で公表する。企業等委員の見解を求めながら、現行教育課程における問題点や改善点について発展的な意見交換をし、教育内容の改善・修正・変更について検証すると共に、必要に応じて新教育課程の原案を策定し、教務会(科長会議)へと投げかける。

委員会で策定した原案を基にして、さらに教務会(科長会議)で協議をし、次年度の教育課程を決定する。

【2月】次年度教育課程の報告と教育計画における重点目標の協議
柔整、鍼灸・歯科衛生の専門分野に関する最新情報や業界団体の動向、今後の展望について企業等委員の情報提供を基にして把握すると共に、それらの専門的知識や注意点を次年度の専門教育へ活かすことができるよう次年度教育計画における重点目標を協議する。

委員会で策定した重点目標は教務会(科長会議)で報告し、校長の下で教務運営に活用する。委員会での協議の後、学内で教育課程への変更が決定した場合、翌年9月末までに県へ教育課程の変更承認申請を行う。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和5年6月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
菅野 洋子	一般社団法人 福島県歯科衛生士会 監事	令和5年6月～	①
熊田 勝	くまだ接骨院 院長	令和5年6月～	③
中沢 良平	一般社団法人 福島県鍼灸師会 監事 一寸法師ハリ治療院 院長	令和5年6月～	③
松岡 伸幸	つつみ鍼灸整骨院 院長 福島鍼灸マッサージ協同組合 監事	令和5年6月～	③
柳沼 きそ子	一般社団法人福島県歯科衛生士会 郡山支部会員	令和5年6月～	③
伊藤 正美	全国柔整鍼灸協同組合 東北事務所 所長	令和5年6月～	①
飯島 正治	校長	令和5年6月～	
齊藤 慎吾	教務部長	令和5年6月～	
鈴木 英明	教務副部長	令和5年6月～	
柴田 佐智子	教務副部長	令和5年6月～	
後藤 陽正	柔整科学科長	令和5年6月～	
千木良 美歩	鍼灸科学科長	令和5年6月～	
今泉 正子	歯科衛生士科学科長	令和5年6月～	
鬼越 勇人	事務長	令和5年6月～	
小池 一幸	事務次長	令和5年6月～	

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。
(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合には、種別の欄は空欄で構いません。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(11月、2月)

(開催日時(実績))
第15回(令和4年11月13日開催)
第16回(令和5年2月12日開催)

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

毎回カリキュラムを教育課程編成委員会に提示し、委員会で教育内容の報告と内容確認および意見の集約を図っている。なお、教育課程編成委員会の意見は他分野出身委員の意見も参考にしつつ、カリキュラム再編時の新科目作成や担当教員が教授する授業内容に反映させている。特に歯科衛生士科科全体で共有が必要な内容については、学科長を中心に所属する科の連絡会議で共有され、学校が定める重点教育目標の達成に活用されている。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

1. 臨地実習開始にあたり毎年「臨地実習修了報告ならびに次年度実習打合せ会」を開催し、得られた資料に基づき実習内容に関する見直しや意見交換を行い、学習内容の充実と実習施設間の連携のためにフィードバックする。
2. 臨床実習Ⅱにおいては、各学生につき2カ所の歯科医院での実習を義務付けているため、継続的で一貫性のある実習のためには次施設への実習内容やその習熟度等の諸情報の引継ぎが必要不可欠である。そこで、これらの資料に加え各期間における到達目標の達成度の判定や評価を各学生の情報ファイルとして収め次施設へ転送することとする。
3. 実習内容の統一化を図る方法として、臨床実習の指導目標を期間別に設置し対応法として明示する。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

歯科衛生士を取り巻く社会の変化と、人々の健康観が高まりにより、歯科衛生士の業務内容も多様化している。近年、口腔疾患と全身疾患との関係は、多くの人々が知るところとなって来ている。そこで、臨床の実践の場において、先ず業務内容や手順・重要性を学び、続けて歯科予防・歯科保健指導業務から、ライフステージや個人の口腔内の状況にあった計画・治療法を総合的に実習する。その為には、一貫性のある実習内容を目的とし、3ヶ月間毎の臨床実習習熟度を前施設指導者から次施設指導者へ申し送りファイルを活用し連携を図る。また、実習期間中は教員が各実習施設へ出向き、指導者からの評価から指導内容を確認し、学生にフィードバックし知識・技術の向上を図る。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
臨地実習Ⅱ	口腔保健の専門家を指向して、学内で習得した知識・技術・態度を臨床および臨地実習の場において、ニーズに応じた歯科衛生士が実践できる能力を身に付ける。更に臨地実習を通してさまざまな対象者や関連他職種の方々と積極的に関わり、あわせて医療人として、また社会人としての自覚を涵養する。	アート歯科 他

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

学生教育においては、直接携わる教員の資質の向上が望まれる。高度な専門知識や技術の習得のみならず、医療専門職として豊かな人間性と柔軟な対応のできる科学的思考力を養うことを基本方針とする。即ち、企業・業界団体等が開催する研修会や講習会に参加させ、マネジメント能力や授業力及び学生に対する指導力の修得・向上を図る。また、業界の変化やニーズを把握すると共に、最新の技術や知識の習得に努める。なお、教育の場にフィードバックできるよう研究能力の素地作りに努めることとする。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

日程：2022年 5月22日(日)

内容：高齢者摂食嚥下 ～森隆志先生～(集合型及びWEB開催)

主催：一般社団法人福島県歯科衛生士会

参加人数：2名

日程：2022年 7月3日(日)

内容：小児期の口腔疾患と対応～朝田芳信先生～(集合型及びWEB開催)

主催：一般社団法人福島県歯科衛生士会

参加人数：2名

日程：2022年 9月11日(日)

内容：「ニューノーマルな時代の齲蝕予防戦略として、母子保健の可能性を探索する

～マイナス1歳からはじめるむし歯予防～」

静岡県立大学短期大学部歯科衛生学科 教授仲井雪絵先生 (オンライン形式および集合型)

主催：公益社団法人福島県歯科医師会

参加人数：2名

日程：2022年 9月18日(日)～31日(月)

内容：「ポストコロナ時代の口腔健康管理」

主催：日本歯科衛生学会、公益社団法人日本歯科衛生士会

参加者：3名 (web開催)

② 指導力の修得・向上のための研修等

日程：2022年7月29日(金)～8月5日(金)

東北地区教育協議会

主幹：東北歯科専門学校

書面開催

日程：2022年7月29日(金)～8月5日(金)

内容：「これからの学校としての感染予防対策」(仮題)

講師：奥羽大学 学長 清浦 有祐 先生

主催：東北地区教育協議会(東北歯科専門学校)

参加者：9名 (web開催)

日程：2022年8月1日(月)～5日(金)

歯科衛生士専任教員講習会Ⅱ

主催：一般社団法人 全国歯科衛生士教育協議会

参加者：1名

日程：2022年8月22日(月)～26日(金)

歯科衛生士専任教員講習会Ⅳ

主催：一般社団法人 全国歯科衛生士教育協議会

参加者：1名

日程：2022年11月26日(土)～27日(日)

歯科衛生士専任教員講習会Ⅴ

主催：一般社団法人 全国歯科衛生士教育協議会

参加者：1名

日程：2022年12月2日(金)～16日(金)

日本歯科衛生士教育学会学術大会 (歯科衛生士専任教員講習会Ⅵ)

特別講演：「知っていますか？口呼吸の弊害」

講師：みらいクリニック 院長 今井 一彰 先生

シンポジウム：「臨床現場と臨床実習」

主催：一般社団法人 全国歯科衛生士教育協議会

参加人数：3名(web開催)

(3) 研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

日程：2023年 6月18日(日)

内容：インプラント治療において長期良好な予後を得るための鍵 ～春日井昇平先生～(集合型及びWEB開催)

主催：一般社団法人福島県歯科衛生士会

日程：2023年 7月30日(日)

内容：摂食リハビリテーションの新しい形～中川量晴先生～(集合型及びWEB開催)

主催：一般社団法人福島県歯科衛生士会

日程：2023年 9月3日(日)

内容：知っておこう！歯周病の特徴と予防について～五味一博先生～(集合型及びWEB開催)

主催：一般社団法人福島県歯科衛生士会

日程：2023年 9月16日(土)～18日(月)

内容：「人生100年時代、求められる地域医療連携とは」

主催：日本歯科衛生学会、公益社団法人日本歯科衛生士会 (集合型web開催)

日程：2024年 2月25日(日)予定

内容：周術期関係

主催：一般社団法人福島県歯科衛生士会

②指導力の修得・向上のための研修等

日程：2023年 4月23日(日)

内容：日本顕微鏡学会 学術大会

主催：日本顕微鏡学会

日程：2023年7月27日(木)

東北地区教育協議会

主幹：青森歯科医療専門学校

会場：ホテル青森

参加者：4名

日程：2023年7月31日(月)～4日(金)

歯科衛生士専任教員講習会Ⅰ

主催：一般社団法人 全国歯科衛生士教育協議会

参加者：1名

日程：2023年8月28日(月)～9月1日(金)

歯科衛生士専任教員講習会Ⅲ

主催：一般社団法人 全国歯科衛生士教育協議会

参加者：1名

日程：2023年12月2日(土)～3日(日)

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

学校関係者評価は、自らの教育活動の現状を把握し進むべき方向を確認するために、学校教職員だけでなく、外部の本校卒業生・業界関係者にも協力いただき、客観的な評価を得て自らの教育活動への理解を深める業務であるとする。学校関係者評価は、自己評価の客観性・透明性を高めるためのものであり、その結果は学校運営に反映されるべきものであるとする。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	教育理念・目標
(2)学校運営	学校運営
(3)教育活動	教育活動
(4)学修成果	学修成果
(5)学生支援	学生支援
(6)教育環境	教育環境
(7)学生の受入れ募集	学生の受入れ募集
(8)財務	財務
(9)法令等の遵守	法令等の遵守
(10)社会貢献・地域貢献	社会貢献・地域貢献
(11)国際交流	-

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価は、学校の自己評価の客観性の透明化を高めることを目的とし、外部の学校に関係する方々と学校が共に本校の客観的状況と今後の学校運営を考える大切な情報であると認識している。よって学校関係者評価結果はそれぞれの内容に応じて学内組織で共有され、課題の抽出や対応策の検討に役立てている。具体的には委員の意見により、緊急時対応マニュアルの整備や試験等を活用した国家試験対策の充実に役立てている。さらにはインターネット環境を利用した教育効果の向上を目的とした教育資料オンライン化を導入した。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和5年6月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
菅野 洋子	一般社団法人 福島県歯科衛生士会 監事	令和5年6月～	業界団体の役員
山本 忠臣	(株)善用堂メディカルケア代表 福島医療専門学校 康友会会長	令和5年6月～	卒業生
三瓶 直之	安積野さんべい整骨院 院長	令和5年6月～	企業等委員
松岡 伸幸	つつみ鍼灸整骨院 院長	令和5年6月～	企業等委員
加藤 めぐみ	わたなべ歯科クリニック勤務	令和5年6月～	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他() ()

URL: <https://www.f-iryo.ac.jp/schoolinformation/disclosure>

公表時期: 令和5年11月末日までに学校HPで公表する

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本校は職業学校であることから臨床に必要な技術の習得には専門分野である歯科衛生の領域において、臨床経験豊かな治療家や業界団体(企業等)の理解と関係強化が必要不可欠であると考え、業界団体の動向に着目し最新の情報を得ると共に、本校の教育活動や学校の状況等を情報提供し、積極的な意見交換や情報交換を進め、また「専門学校における情報提供等の取組に関するガイドライン」を踏まえ、企業等の関係者がより本校への理解を深められるよう実践した自己点検・自己評価の結果をホームページにて公開することとしている。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	(1) 教育理念、学校沿革
(2) 各学科等の教育	(2) 入学者の受入方針、在校生数
(3) 教職員	(3) 教職員
(4) キャリア教育・実践的職業教育	(4) キャリア教育・実践的職業教育
(5) 様々な教育活動・教育環境	(5) 職業実践専門課程、(6) 様々な教育活動・教育環境
(6) 学生の生活支援	(7) 学生の生活支援
(7) 学生納付金・修学支援	(8) 学生納付金
(8) 学校の財務	(9) 学校の財務
(9) 学校評価	(10) 学校評価
(10) 国際連携の状況	-
(11) その他	(11) シラバス・成績分布、(12) 高等教育無償化に係る公開情報

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他() ()

URL: <https://www.f-iryo.ac.jp/schoolinformation/disclosure>

公表時期: 令和5年11月末日までに学校HPで公表する

授業科目等の概要

(医療専門課程 歯科衛生士科2部)																
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携	
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任		
○			自然科学	広義での治療対象である「生命」を考える上で、リンクする生理学、解剖学と共に生体の構造・機能を学習する。	1前	32	2	○			○			○		
○			生命科学	身体をつくっている各種構造物の分子レベルの理解から、体内の動的な活動としてのエネルギー代謝や物質代謝、遺伝子や細胞内の情報伝達の働きを学ぶ。	3前	32	2	○			○			○		
○			社会科学	歯学は自然科学には分類しにくいところがあり、社会的要素がきわめて多く存在する。本科目では歯科界での諸事象の意義を社会的背景としての諸要素、即ち、患者の自己決定権、生命倫理、医療事故防止策等を考慮しつつ、社会的規範としての“法”を通して学ぶことを目的とする。	3前	32	2	○			○			○		
○			外国語	外国籍の患者さんに対する場面を想定し、チェアサイドで有用な英語表現や専門用語を学ぶ。また、外国語の学びを通して、歯科医師を補助する立場である歯科衛生士が、患者さんと円滑なコミュニケーションを図ろうとする態度を身につけるようにする。	1前	32	2	○			○				○	
○			心理学	心理学の基本的・基礎的な知識から実際の医療現場で役立つ理論や心理学的な視点を身に付け、医療従事者として人と関わる心理、カウンセリングのころなどについて学習する。	1後	32	2	○			○				○	
○			解剖学	人体解剖学とは、ヒトの正常な形態と構造を学ぶ必修の学問であり、ここでは肉眼的な構造を系統的に学習していく。そして、解剖学用語やその構造を習得する中で、その由来や必然および法則性を理解する。	1前	32	2	○			○				○	
○			組織発生学	組織学では、肉眼解剖学で学んだ形態および構造を顕微鏡的に細胞レベルで習得し、機能と構造の関連性を追求する。また、発生学では受精卵から個体までの形態学的変化について口腔組織を中心に学ぶものとする。	1後	16	1	○			○				○	
○			生理学	生理学は生命・生体の仕組みを考える学問である。授業では主にヒトの身体を構成する様々な組織や器官の働きについて学習する。歯科衛生士として必要不可欠な生命の仕組みについて理解することを目的とする。	1前	16	1	○			○				○	

○		口腔解剖学Ⅰ	口腔解剖学では、系統解剖学的な知識をもとに口腔および口腔付近の名称やその構造を詳細に追求し、歯科臨床での実用的な解剖学的知識を習得する。また、歯の形態や特徴も肉眼的および顕微鏡的に理解する。	1 前	16	1	○			○		○	
○		口腔解剖学Ⅱ	口腔解剖学では、系統解剖学的な知識をもとに口腔および口腔付近の名称やその構造を詳細に追求し、歯科臨床での実用的な解剖学的知識を習得する。また、歯の形態や特徴も肉眼的および顕微鏡的に理解する。	1 後	32	2	○			○		○	
○		口腔生理学	口腔生理学は口腔の機能を考える学問である。授業では歯、歯周組織、咬合、咀嚼、唾液、味覚・口腔感覚、発声を対象として学習する。歯科衛生士として必要不可欠な口腔機能を理解することを目的とする。	1 後	32	2	○			○		○	
○		病理学・口腔病理学	全身疾患を理解するための基礎知識として病理学概論を学習する。歯科口腔疾患を理解するための基礎知識として口腔病理学を学習する。特にう蝕、歯周疾患では図示できる能力をつける。	1 後	32	2	○			○		○	
○		薬理学・歯科薬理学	処置や治療に際しては、高頻度に薬剤が使用されるため、基礎知識と共に、実際に使用されている薬剤に関して学習する。	1 後	32	2	○			○		○	
○		微生物学・口腔微生物学	微生物の基本知識を学習する。歯科疾患の多くは細菌感染症、特に常在菌感染症であることを理解させる。感染、消毒、免疫の基本知識を学習する。	1 前	32	2	○			○		○	
○		隣接医学	高齢化社会が進み、全身疾患を有する症例が増加するなか、隣接他科での診療における特徴や、多職種協働のための基礎・専門知識を学習する。	2 前	32	1	○			○		○	
○		衛生学・公衆衛生学	環境中の種々の有害要因が健康に及ぼす影響、ライフステージにおける健康問題を把握する。さらに、人々が健康であるために必要な疾病予防の概念、疾病の原因を追求する疫学研究、保健医療制度の基礎知識を身につける。	1 前	32	1	○			○		○	
○		口腔衛生学Ⅰ	歯・口腔の異常や疾病を予防することの意義を学び、さらに歯・口腔組織の構造と機能の理解に基づいて、それらの健康保持、増進の手段を総論的に学ぶ。その上で口腔清掃の意義と種類、各種歯科疾患の疫学、齲蝕の予防法につき基礎面および応用面から学ぶ。	1 後	32	2	○			○		○	
○		口腔衛生学Ⅱ	齲蝕予防法としてのフッ化物応用について、予防効果と予防メカニズムならびに各種応用法を学ぶ。さらに歯周病および口腔癌や顎関節等の疾患や障害等についても実態、原因、予防手段を学ぶ。またライフステージごとに必要な口腔保健管理を学ぶ。さらに歯科疾患の情報収集に必要な指数の意味、診断基準、評価法を学ぶ。	2 前	32	2	○			○		○	○

○		口腔衛生学Ⅲ	ライフステージの口腔の健康維持・増進ならびに口腔疾病・異常の予防について、地域の個人および集団に対する公衆衛生学的側面から学ぶ。地域保健・地域歯科保健の新たな概念であるヘルスプロモーションやソーシャル・キャピタルなどを理解し、地域保健活動に実践できるような能力を習得する。	2後	16	1	○			○		○	
○		歯科統計学	疫学情報を理解し歯科保健活動に活用できる能力を養う。統計学の基本となる、記述統計および分析統計の基本を歯科関連データを教材にして学ぶ。う蝕、歯周疾患および歯口清掃状態などの疾患・状態を表す疫学指標の統計学的な意義・活用法について学習する。	2後	16	1	○			○		○	
○		社会歯科学	歯科三法を中心にした法体系の基礎を学習し、法的思考を身につける。あわせて、社会保障制度の枠組みおよび具体的な知識を習得することを目標とする。	3後	16	1	○			○		○	
○		歯科衛生士概論	歯科衛生学について理解し、歯科衛生業務を有効に展開するために必要な知識や行動・考え方の全体像を学び、科学的な裏付けをもって歯科衛生活動を行う意味を学ぶ。また、チーム医療について理解し、歯科衛生士と他職種との連携について学ぶ。	1前	16	1	○			○		○	
○		歯科臨床概論	歯科衛生士の学生が歯科の諸科目を学ぶに当たっては、歯科臨床についておおその理解をもって臨むことが望ましい。歯科医学や歯科医療への入門案内とともに歯科衛生士の役割を学ぶ。	1後	16	1	○			○		○	
○		う蝕学	歯科の2大疾患の1つである齲蝕をはじめとする歯の硬組織疾患、それに继发する歯髓病変や根尖性歯周病変について病態の把握・診断と各種治療方法ならびに予防やメンテナンスについて学ぶことを目的とする。あわせて、その分野での歯科衛生士の役割を学ぶようにする。	2前	32	2	○			○		○	
○		歯周病学	口腔領域の2大疾患の1つであり、近年ますます増加傾向にある歯周病について、まずは歯周組織の形態と機能、疾患の分類と病因、全身疾患との関係等を学ぶ。さらに歯周治療に必要な診査、診断、治療法の実際を学び、あわせて本分野において、ことさらに重要なものとなっている歯科衛生士の役割を学ぶ。	2後	32	2	○			○		○	
○		歯科補綴学	歯科補綴は日々の臨床での頻度も高いため、しっかりとした基礎知識を習得し、歯科補綴の診療を補助し得るだけの能力を身につけることを目標とする。	2前	32	2	○			○		○	
○		口腔外科学・歯科麻酔学	口腔外科の多彩な病態を理解する。処置、手術の術式を理解し、それに必要な基本器具を理解する。歯科麻酔の術式、使用薬剤、救急処置を理解する。	2前	32	2	○			○		○	
○		小児歯科学	小児歯科に関する基礎知識を習得し、臨床を補助し得るだけの能力を身につけることを目標とする。基礎知識では、特に小児期の成長・発達、永久歯列完成までの咬合変化を習得する。	2前	32	2	○			○		○	

○		歯科矯正学	矯正歯科に関する基礎知識（顎顔面頭蓋や歯・歯列・咬合の成長発育）を習得し、不正咬合の診断・治療計画、予防、治療の実践について学習し、また矯正歯科臨床における歯科衛生士の役割についても学習する。	2 前	32	1	○			○			○
○		歯科放射線学	歯科放射線学の基礎知識を習得し、歯科衛生士が果たすべき役割を学ぶことを目標にする。	2 後	16	1	○			○		○	
○		歯科予防処置 論Ⅰ	う蝕や歯周病などの口腔疾患を予防し、口腔保健を向上させるために必要となる基本的な知識を身につける。 対象となる組織の健康（正常）像を認識し、歯科衛生士が歯や歯周組織の疾患を予防するためにするために行う、予防的歯石除去法、う蝕予防処置法などの基礎知識について、総合的に学習することで理解する。	1 前	32	2	○			○		○	
○		歯科予防処置 論Ⅱ	う蝕や歯周病などの口腔疾患を予防し、口腔保健を向上させるために必要となる基本的な知識を身につける。 対象となる組織の健康（正常）像を認識し、歯科衛生士が歯や歯周組織の疾患を予防するためにために行う、予防的歯石除去法、う蝕予防処置法などの基礎知識について、総合的に学習することで理解する。	1 後	16	1	○			○		○	
○		歯科予防処置 論Ⅲ	臨地実習に向けて、適切な歯科予防ができるように知識の習熟を図る。更に各種検査法を学び、科学的根拠に基づく患者指導・説明を臨床の場において活かせるよう能力を養う。	2 後	16	1	○			○		○	
○		歯科予防処置 論Ⅳ	臨地実習で培った多くの経験から、歯科衛生士として必要な知識と技術を確認した上で、1・2年次で学習した内容を再復習し、歯科予防処置について理解を深める。	3 後	16	1	○			○		○	
○		歯科予防処置 実習Ⅰ	歯科医療において、治療から予防重視へと変わり、歯科衛生士としてどのように関わっていくのかを、講義、実習を重ねながら理解し、「予防的歯石除去」「う蝕予防処置」について基本的手技をマネキン・模型や相互実習で習得をする。	1 通	32	1				○	○		○
○		歯科予防処置 実習Ⅱ	予防的歯石除去法では、診査・探査・プロービング・スケーリング・ルートプレーニング・探査・歯面研磨までの一連の流れの中で機械的操作に習熟し、口腔内での確な操作を養うために、患者・補助者・術者を通じた相互実習で確認を行っている。	2 前	32	1				○	○		○
○		歯科予防処置 実習Ⅲ	予防的歯石除去法では、診査・探査・プロービング・スケーリング・ルートプレーニング・探査・歯面研磨までの一連の流れの中で機械的操作に習熟し、口腔内での確な操作を養うために、患者・補助者・術者を通じた相互実習で確認を行っている。	2 後	32	1				○	○		○

○		歯科保健指導論Ⅰ	歯科衛生士の主要業務である歯科保健指導の意義・目的を正しく理解し、歯科保健行動の変容へつなぐために必要な歯科衛生過程の基礎を身につける。	1後	16	1	○			○	○		
○		歯科保健指導論Ⅱ	ライフステージ別歯科保健指導法、口腔清掃指導法等を実習により体得し、実践の基礎力（観察・対象把握・判断・計画立案・伝達の技術力等）を身につける。	2前	16	1	○			○	○		
○		歯科保健指導論Ⅲ	ライフステージ別歯科保健指導法、口腔清掃指導法等を実習により体得し、実践の基礎力（観察・対象把握・判断・計画立案・伝達の技術力等）を身につける。	2後	32	2	○			○	○		
○		歯科保健指導論Ⅳ	歯科保健指導論Ⅰ、Ⅱで学んだ内容を基礎として、総合基礎力の確認と個別対象に合わせた実践応用力を身につける。	3後	16	1	○			○	○		
○		栄養指導	栄養学の基本である食物の消化吸収に伴う体内での生理学的な過程に基づく食生活上の改善指導を、系統的に分かりやすくかつ化学的に指導できるよう学ぶ。	3後	16	1	○			○	○		
○		高齢者・障害者歯科学Ⅰ	わが国では現在、超高齢社会を迎えている。また幅広い年齢層にわたって障害者といわれる人々が存在している。これら高齢者、障害者の社会的位置付け、全身的・歯科的・精神的特徴、社会的問題等を有機的に結びつけて学ぶ。これらを踏まえて歯科衛生士にとって必要な歯科診療と診療補助上の留意事項ならびに患者への接し方などを学ぶようにする。	3前	32	2	○			○	○	○	
○		高齢者・障害者歯科学Ⅱ	口腔内の衛生状態と摂食嚥下障害の重症度はほぼ並行している。そのため、引き起こす疾患や障害との関連性を学び歯科衛生士が関わることが出来る機能訓練などを習得する。	3後	16	1	○			○	○		
○		歯科診療補助論Ⅰ	歯科衛生士が行う業務の中で最も多い分野である歯科診療補助を実践する為に、必要な基礎知識の習得を目指す。 主な内容は「歯科衛生士が術者として患者に対応する業務」と「歯科医の求めに応じて歯科診療の介添えをする業務」からなっている。それらについて学び実践できるように基礎力を養成する。	1前	32	2	○			○	○		
○		歯科診療補助論Ⅱ	歯科衛生士が行う業務の中で最も多い分野である歯科診療補助を実践する為に、必要な基礎知識の習得を目指す。 主な内容は「歯科衛生士が術者として患者に対応する業務」と「歯科医の求めに応じて歯科診療の介添えをする業務」からなっている。それらについて学び実践できるように基礎力を養成する。	1後	16	1	○			○	○		
○		歯科診療補助論Ⅲ	1年次で学んだ歯科診療補助の流れを具体的に習得し、主要材料の取り扱い特徴を理解しながら実践できることを目標とする。	2前	16	1	○			○	○		

○		歯科診療補助 論Ⅳ	1・2年時に学習した歯科診療補助の総合分野を再確認し、総合的に歯科診療の流れとして理解することを目的とする。 歯科衛生士としての臨床に向けて、実践力を養い、常に向上心を持てる医療人になってもらうための礎となる授業。	3 後	16	1	○			○	○		
○		歯科診療補助 実習Ⅰ	歯科衛生士として診療を円滑に進行せさせるため、基本となる臨床科目の知識をしっかりと身につけ、歯科治療の手順を十分理解し、診療の流れに即して器材の的確かつ迅速な準備ができ、診療補助の基本的技術を修得する。	1 前	32	1			○	○	○		
○		歯科診療補助 実習Ⅱ	歯科衛生士として診療を円滑に進行せさせるため、基本となる臨床科目の知識をしっかりと身につけ、歯科治療の手順を十分理解し、診療の流れに即して器材の的確かつ迅速な準備ができ、診療補助の基本的技術を修得する。	1 後	32	1			○	○	○		
○		歯科診療補助 実習Ⅲ	歯科診療補助論Ⅰ・Ⅱで学習した基礎知識と歯科診療補助実習Ⅰ・Ⅱで身に付けた基礎実技を基に、歯科器材の取り扱い・エックス線撮影補助・口腔内写真撮影・各分野における処置別歯科診療補助を習得する。 また、臨床実習予備実習を兼ね、総合力をもって活躍できる為の技術の習得を目指す。	2 前	32	1			○	○	○		
○		歯科診療補助 実習Ⅳ	歯科診療補助論Ⅰで学習した基礎知識と歯科診療補助実習Ⅰで身に付けた基礎実技を基に、歯科器材の取り扱い・エックス線撮影補助・口腔内写真撮影・各分野における処置別歯科診療補助を習得する。 また、臨床実習予備実習を兼ね、総合力をもって活躍できる為の技術の習得を目指す。	2 後	32	1			○	○	○		
○		臨地実習Ⅰ	業務の流れを理解し、基本的な共同作業や器材・薬剤の取り扱いを習得し、安全な医療のための技術態度を身に付ける。歯科衛生活動の重要性を学び、医療人としての心構えや目標を持つ。	2 後	315	7			○	○	○		
○		臨地実習Ⅱ	疾患や対象者を理解し、ニーズに応じた歯科衛生が実践できる能力を身に付ける。更に臨地実習を通してさまざまな対象者や関連他職種の方々と積極的に関わり、あわせて医療人として、また社会人としての自覚を養う。	3 前	585	13			○	○	○	○	
○		総合歯科学	臨地実習での体験を通じ、口腔の健康について更に理解が深まるように多様な面から学習内容を統合化させ、総合的問題解決能力を向上させる。	3 後	96	6	○		○	○	○		
○	○	審美歯科学	審美の概念を学ぶとともに、審美修復に必要な知識を身に付け、臨床の場で実施されている最新の審美歯科学も理解する。また、継続した口腔ケアを通して、さまざまな口腔状況・全身疾患を持った患者さんへのヘルスケアだけでなく、プライマリケア領域でおこなう歯科専門知識を取得する。	3 前	32	1	△		○	○	○		

○	○	歯科東洋医学	近年になり、西洋医学・補完代替医療を問わず患者にとってどの治療法が最良なのかを検討し、実践する「統合医療」が注目され、さまざまな医療分野で取り入れられている。これは従来からある病気やその原因に注目する医療ではなく、患者の心身を診ていく医療とすることができる。補完代替医療とは東洋医学である鍼灸や漢方などの治療法である。歯科治療においても心身をリラックスさせることで痛みを和らげるなど様々な効果が期待できる。本授業では東洋医学独自の考え方や治療法を提示し、歯科診療の場で役立てられるような方法を学習する。	3 後	16	1	○		○	○			
○	○	臨床検査学演習	臨床において、症例の現状を把握する手段の一つとして臨床検査が有り、基本的な検査法名と手技、基準値について学習させる。	1 通	32	1	△	○	△	○		○	
○	○	歯科医学演習Ⅰ	免疫学と衛生学・公衆衛生学、解剖学、生理学を基本に予防歯科学について学習する。専門基礎分野の各科目の枠を超えて総合的な学習を行い、学科目を横断的に理解し、以後の専門分野の学科目への連続性を学ぶ。	1 通	32	1		○		○		○	○
○	○	歯科医学演習Ⅱ	ライフステージを通じ、歯・口腔の健康管理に必要な事柄を基礎的・臨床的見地から多角的に学習する。	2 前	16	1		○		○		○	○
○	○	歯科臨床演習Ⅰ	1年次前期で履修した歯科診療補助実習・歯科予防処置実習内容を確認すると共に総合的な能力を身につける。	1 前	32	1		○	△	○		○	
○	○	歯科臨床演習Ⅱ	2年次後期で履修した歯科診療補助実習・歯科予防処置実習内容を確認すると共に、相互実習を通じ歯科衛生業務の総合的な能力を身につける。	1 後	32	1		○	△	○		○	
○	○	歯科臨床演習Ⅲ	知識と技術を充実させ、実践に活かすことのできる能力を身につける。更に、歯科衛生過程の基本的な考え方と展開の方法を学ぶ。	2 前	32	1		○	△	○		○	
○	○	統合演習Ⅰ	専門基礎分野の各科目に臨床系専門分野の科目を加えて複合的な学習を行い、学科目の枠を超えて横断的に理解し、以後の基礎系および臨床系学科目の学習に連続性を持たせる。	1 通	32	1		○	△	○		○	○
○	○	統合演習Ⅱ	1年次で履修した専門基礎分野の各科目に臨床系専門分野の科目を加えて複合的な学習を行い、学科目の枠を超えて横断的に理解し、臨床的視点からも学習する。	2 前	16	1		○	△	○		○	○
○	○	歯科総合演習	3年間の学業の締めくくりとして、基礎歯学・応用歯学における全ての事柄を有機的に整理しながら総合的な学習を行う。各教科を横断的に学習することで問題解決能力を身につけ、国家試験合格や卒業後の研修や研究意欲向上を目指し学習する。	3 後	64	2		○	△	○		○	○

[illegible]

(留意事項)

2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。